**業務委託契約書**

委託者○○株式会社（以下「甲」という。）と、受託者○○○○（以下「乙」という。）は、以下に示す業務の委託につき契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　甲は、乙に対し第２条に記した業務について委託し、乙がこの業務の遂行を引受けることをその目的とする。

（業務の委託）

第２条　乙は、甲に対して、別紙「委託業務の範囲及び報酬の内訳書」の範囲において委託を受け、業務を行う。

（対価の支払）

第３条　本契約における委託業務の対価は、別紙「委託業務の範囲及び報酬の内訳書」により定める。

２．甲は、乙に対し、当月○日までに当月の契約の対価を支払うものとする。

３．甲は、乙に対し、本契約の対価につき、その金額を乙指定の銀行口座に振込みの方法によって、これを行うこととする。

（諸費用）

第４条　本契約の履行にあたり、甲は必要となる文具、パソコン、電話等を乙に貸与する。なお、その使用に要した光熱費などの経費については、甲が負担する。

２．本契約の履行にあたり、発生した交通費については甲の負担とする。

（報告義務）

第５条　乙は、委託された業務の履行の状況に関して、甲からの請求があった場合には、その履行状況について直ちに報告しなければならない。

（秘密保持）

第６条　乙が、本契約の業務遂行によって知り得た秘密情報の取扱いに関しては、別に定める秘密保持契約書による。

（善管注意義務）

第７条　乙は、善良なる管理者の注意をもって、甲の委託した業務の遂行にあたるものとする。

（損害賠償責任）

第８条　本業務の処理中、乙の責に帰すべき事由で、個人データの漏洩等により、甲もしくは第三者に損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負う。その賠償額については甲乙協議の上これを定める。

（契約期間）

第９条　本契約は○○○○年　４月　１日から○○○○年　３月３１日までの１年間にわたって有効とする。ただし、その契約期間満了の２ヶ月前までに、契約を更新しない旨の書面による意思表示が当事者のいずれからもなされないときは、本契約はさらに１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（契約解除）

第１０条　甲または乙の両当事者は、どちらかが正当な理由なくして本契約の条項に違反したときは、他方の当事者は直ちに本契約を解除することができる。

２．前項の契約解除の場合においては、契約期間の途中で被った損害の賠償を請求することができる。

（規定外事項）

第１２条　本契約が将来において甲の都合によりその内容において変更が行われた場合は、甲乙は契約内容の変更について協議する。

２．甲乙は信義則に則って本契約を履行し、この契約に定めていない事項について疑義または紛争が生じた場合には、甲乙協議の上解決する。

本契約の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙各自１通を保有するものとする。

○○○○年○○月○○日

甲（委託者）：　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙（受託者）：　　　　　　　　　　　　　　　　　印

**別紙**

**委託業務の範囲及び報酬の内訳書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 報　酬　細　目 | | 金　　額 | 摘　　要 |
| 報　酬 | | 円 |  |
| （１） |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| （２） |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| （３） |  |  |  |
|  |  |  |
| 交通費 |  |  |
| 旅　費 |  |  |
| 日　当 |  |  |
| 宿泊費 |  |  |
| 着　手　料 | |  |  |
|  | |  |  |
| 小　　　計 | |  |  |
| 消　費　税 | |  |  |
| 合　　　計 | |  |  |
| （支払方法）振込先名： | | | |